

# 計算書類に対する注記

## (法人全体用)

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金-福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金 -職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 福島県社会福祉協議会退職共済
- (2) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

### 3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第一号第一様式(第十七条第四項関係)、第二号第一様式(第二十三条第

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令第一号第二様式(第十七条第四項関係)、第二号第二様式(第二十三条第

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第  
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第一号第三様式(第十七条第四項関係)、第二号第三様式(第二十三条第  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 社会福祉法人南会津会本部拠点 (社会福祉事業)

イ 特別養護老人ホーム下郷ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム下郷ホーム」

「下郷ホームショートステイ」

ウ 特別養護老人ホーム伊南ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム伊南ホーム」

「伊南ホームショートステイ」

エ 特別養護老人ホーム田島ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム田島ホーム」

「田島ホームショートステイ」

オ 特別養護老人ホーム南郷ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム南郷ホーム」

「南郷ホームショートステイ」

カ 特別養護老人ホーム只見ホーム拠点 (社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム只見ホーム」

「只見ホームショートステイ」

キ 特別養護老人ホームあさくさホーム拠点 (社会福祉事業)

ク 南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点 (社会福祉事業)

- ケ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点 (社会福祉事業)
- コ 南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点 (社会福祉事業)
- サ 南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点 (社会福祉事業)
- シ 南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点 (社会福祉事業)
- ス 只見町高齢者生活福祉センター拠点 (社会福祉事業)
- セ 南会津町館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点 (社会福祉事業)
- ソ 南会津町田島在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町田島在宅介護支援センター」
  - 「田島指定居宅介護支援事業所」
- タ 南会津町伊南在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町伊南在宅介護支援センター」
  - 「伊南指定居宅介護支援事業所」
- チ 南会津町南郷在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町南郷在宅介護支援センター」
  - 「南郷指定居宅介護支援事業所」
- ツ 只見町在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「只見町在宅介護支援センター」
  - 「只見指定居宅介護支援事業所」
- テ 南会津町館岩在宅介護支援センター拠点 (社会福祉事業)
  - 「南会津町館岩在宅介護支援センター」
  - 「館岩指定居宅介護支援事業所」
- ト 只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点 (公益事業)
  - 「只見町介護老人保健施設こぶし苑」
  - 「通所リハビリテーション」
  - 「訪問リハビリテーション」

#### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	221,194,163	0	0	221,194,163
建物	1,855,860,321	0	91,240,594	1,764,619,727
預金	20,000,000	0	0	20,000,000
合 計	2,097,054,484	0	91,240,594	2,005,813,890

#### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 6. 担保に供している資産

該当なし

#### 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	5,446,751,749	3,682,132,022	1,764,619,727
建物(その他の固定資産)	4,423,878	2,518,912	1,904,966
構築物(その他の固定資産)	317,768,528	289,370,939	28,397,589
機械及び装置(その他の固定資産)	69,814,250	58,783,429	11,030,821
車輛運搬具(その他の固定資産)	48,355,912	42,194,621	6,161,291
器具及び備品(その他の固定資産)	336,488,949	247,956,338	88,532,611
有形リース資産(その他の固定資産)	101,472,240	60,117,351	41,354,889
権利(その他の固定資産)	76,440	0	76,440
合 計	6,325,151,946	4,383,073,612	1,942,078,334

#### 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

下郷ホームにおいて、令和元年度事業未収金65,345円を徴収不能として処理

## 計算書類に対する注記 (本部拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品 一定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 ー福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。

・賞与引当金 ー職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

### 2. 採用する退職給付制度

・福島県社会福祉協議会退職共済

・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

### 3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預金	20,000,000			20,000,000
合計	20,000,000	0	0	20,000,000

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 6. 担保に供している資産

該当なし

### 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1,106,447	731,483	374,964
器具及び備品	753,313	507,393	245,920
有形リース資産	1,637,100	873,120	763,980
合計	3,496,860	2,111,996	1,384,864

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム下郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
  - イ 下郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム下郷ホーム
  - イ 下郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	101,188,588	0	6,934,605	94,253,983
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	101,188,588	0	6,934,605	94,253,983

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	473,952,210	379,698,227	94,253,983
構築物	17,681,340	17,681,336	4
機械及び装置	35,931,800	25,153,915	10,777,885
器具及び備品	52,500,288	46,008,008	6,492,280
有形リース資産	13,069,440	10,347,167	2,722,273
合計	593,135,078	478,888,653	114,246,425

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和元年度事業未収金65,345円を徴収不能として処理

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム伊南ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金一福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類 (第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
  - イ 伊南ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 特別養護老人ホーム伊南ホーム
  - イ 伊南ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	61,242,695	0	6,269,496	54,973,199
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	61,242,695	0	6,269,496	54,973,199

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し口

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	447,612,808	392,639,609	54,973,199
建物	2,700,000	1,170,000	1,530,000
構築物	14,500,000	14,499,997	3
車輛運搬具	2,136,000	59,333	2,076,667
器具及備品	52,588,226	45,570,627	7,017,599
機械及び装置	7,621,950	7,445,668	176,282
有形リース資産	7,515,240	4,008,128	3,507,112
合計	534,674,224	465,393,362	69,280,862

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム田島ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
  - イ 田島ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム田島ホーム
  - イ 田島ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	123,332,838	0	0	123,332,838
建物	375,168,269	0	19,609,272	355,558,997
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	498,501,107	0	19,609,272	478,891,835

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,365,397,746	1,009,838,749	355,558,997
構築物	29,268,862	29,268,860	2
車輛運搬具	1,609,900	1,609,898	2
器具及び備品	63,006,687	47,871,516	15,135,171
有形リース資産	7,887,720	4,206,784	3,680,936
合計	1,467,170,915	1,092,795,807	374,375,108

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の  
状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム南郷ホーム会計拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品－定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
  - イ 南郷ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 特別養護老人ホーム南郷ホーム
  - イ 南郷ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	351,346,474	0	16,318,268	335,028,206
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	351,346,474	0	16,318,268	335,028,206

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,122,863,978	787,835,772	335,028,206
建物	617,431	617,429	2
構築物	57,827,500	57,827,497	3
機械及び装置	26,260,500	26,183,846	76,654
車輛運搬具	1,645,806	1,645,804	2
器具及び備品	66,960,320	46,379,134	20,581,186
有形リース資産	7,759,740	4,138,528	3,621,212
権利	76,440	0	76,440
合計	1,284,011,715	924,628,010	359,383,705

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホーム只見ホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産  
    所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))  
    ア 特別養護老人ホーム只見ホーム  
    イ 只見ホームショートステイ
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))  
    ア 特別養護老人ホーム只見ホーム  
    イ 只見ホームショートステイ

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	81,027,283	0	0	81,027,283
建物	451,745,201	0	18,381,455	433,363,746
定期預金	0	0	0	0
合計	532,772,484	0	18,381,455	514,391,029

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 6. 担保に供している資産

該当なし

## 7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,300,421,880	867,058,134	433,363,746
構築物	132,575,550	132,575,545	5
車輛運搬具	13,391,389	9,757,060	3,634,329
器具及び備品	56,606,642	35,776,674	20,829,968
有形リース資産	14,553,300	7,141,600	7,411,700
合計	1,517,548,761	1,052,309,013	465,239,748

## 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 9. 重要な後発事象

該当なし

## 10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(特別養護老人ホームあさくさホーム拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産  
    所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。  
(1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係) 第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	466,367,898	0	21,175,452	445,192,446
預金	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	466,367,898	0	21,175,452	445,192,446

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	559,892,810	93,524,912	466,367,898
構築物	61,634,088	27,221,718	34,412,370
車輛運搬具	4,211,402	3,100,058	1,111,344
器具及び備品	24,116,626	12,949,439	11,167,187
有形リース資産	9,778,860	6,427,615	3,351,245
合計	659,633,786	143,223,742	516,410,044

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・ 車輛運搬具一定額法
  - ・ リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・ 退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・ 賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・ 福島県社会福祉協議会退職共済
- ・ 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,249,425	4,249,424	1
有形リース資産	1,280,340	682,848	597,492
器具及び備品	115,500	8,036	107,464
合計	5,645,265	4,940,308	704,957

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕B型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)  
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,120,049	0	0	10,120,049
建物	29,339,832	0	1,534,318	27,805,514
合計	39,459,881	0	1,534,318	37,925,563

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	106,177,060	78,371,546	27,805,514
構築物	2,401,650	2,401,649	1
車両運搬具	4,229,550	4,229,549	1
器具・備品	13,435,594	6,981,230	6,454,364
有形リース資産	2,446,380	1,304,736	1,141,644
合計	128,690,234	93,288,710	35,401,524

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町老人デイサービスセンター愛宕E型拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)  
第三号第四様式(第二十七条第四項関係)

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,490,155	0	0	3,490,155
建物	10,136,928	0	530,097	9,606,831
合計	13,627,083	0	530,097	13,096,986

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	36,658,958	27,052,127	9,606,831
構築物	828,270	828,269	1
車両運搬具	196,030	155,190	40,840
器具・備品	295,000	267,081	27,919
有形リース資産	3,720,000	3,348,000	372,000
合計	41,698,258	31,650,667	10,047,591

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町老人デイサービスセンター七峰拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
- 該当なし
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、  
第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	4,000,960	4,000,959	1
器具及び備品	914,187	914,184	3
合計	4,915,147	4,915,143	4

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	6,480,200	6,480,198	2
器具及び備品	1,834,966	1,722,773	112,193
有形リース資産	2,491,440	1,328,768	1,162,672
合計	10,806,606	9,531,739	1,274,867

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(只見町高齢者生活福祉センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法  
・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。  
・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四号様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	4,368,120	3,470,440	897,680
器具及び備品	214,900	214,899	1
合計	4,583,020	3,685,339	897,681

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(館岩高齢者生活福祉センター高夕拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類と拠点区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	286,200	137,593	148,607
車輛運搬具	6,205,250	6,205,248	2
有形リース資産	6,093,540	1,215,296	4,878,244
合計	12,584,990	7,558,137	5,026,853

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象  
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債  
及び純資  
該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町伊南在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、  
第二号第四様式(第二十三条四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
  - イ 伊南指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町伊南在宅介護支援センター
  - イ 伊南指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	1,766,220	941,984	824,236
器具及び備品	115,500	8,036	107,464
合計	1,881,720	950,020	931,700

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 9. 重要な後発事象

該当なし

## 10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南会津町田島在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移行外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 拠点財計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、  
第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
    - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
    - イ 田島指定居宅介護支援事業所
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
    - ア 南会津町田島在宅介護支援センター
    - イ 田島指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,223,838	0	0	3,223,838
建物	9,324,436	0	487,631	8,836,805
合計	12,548,274	0	487,631	12,060,643

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	33,774,299	24,937,494	8,836,805
構築物	765,068	765,067	1
有形リース資産	2,276,280	1,214,016	1,062,264
合計	36,815,647	26,916,577	9,899,070

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(南郷在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
  - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
  - イ 南郷指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
  - ア 南会津町南郷在宅介護支援センター
  - イ 南郷指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	2,105,400	1,122,880	982,520
合計	2,105,400	1,122,880	982,520

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(只見町在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金一福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金一職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
    - ア 只見町在宅介護支援センター
    - イ 只見指定居宅介護支援事業所
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
    - ア 只見町在宅介護支援センター
    - イ 只見指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

試算の種類	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
有形リース資産	2,602,680	1,388,096	1,214,584
合計	2,602,680	1,388,096	1,214,584

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(館岩在宅介護支援センター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 該当なし
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金 ー職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
  - イ 館岩指定居宅介護支援事業所
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
- ア 南会津町館岩在宅介護支援センター
  - イ 館岩指定居宅介護支援事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	200,000	13,888	186,112
有形リース資産	1,786,320	952,704	833,616
合計	1,986,320	966,592	1,019,728

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

9. 重要な後発事象  
該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純  
資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記  
(只見町介護老人保健施設こぶし苑拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金－福島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度の会計処理による。
  - ・賞与引当金－職員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に対応する負担額を計上する。

2. 採用する退職給付制度

- ・福島県社会福祉協議会退職共済
- ・独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職共済

3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。
- (1) 拠点計算書類(第一号第四様式(第十七条第四項関係)、第二号第四様式(第二十三条第四項関係)、第三号第四様式(第二十七条第四項関係))
  - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))
    - ア 只見町介護老人保健施設こぶし苑
    - イ 通所リハビリテーション事業所
    - ウ 訪問リハビリテーション事業所
  - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))
    - ア 只見町介護老人保健施設こぶし苑
    - イ 通所リハビリテーション事業所
    - ウ 訪問リハビリテーション事業所

4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

試算の種類	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	2,831,200	92,899	2,738,301
有形リース資産	8,334,120	4,444,864	3,889,256
合計	11,165,320	4,537,763	6,627,557

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし